

平成22年度石油販売業者経営高度化調査・実現化事業 募集要綱

社団法人全国石油協会

1. 事業の趣旨

本事業は、石油販売業者(注1)の経営の高度化・実現化のために行うセミナー等の開催、調査・研究事業、実験・実用化試験事業に対する支援を通じ、これからのSS業界の構造改善への取組みをリードし得る事業者を育成し、また新たなビジネスモデルを確立することで、SS業界全体の構造改善を促すことを目的としています。

(注1)ここで言う**石油販売業者**とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第3条に基づき**経済産業大臣の登録を受けた揮発油販売業者**であり、尚且つ(社)全国石油協会の会員である**各都道府県の石油協同組合(北海道にあっては、道の区域を組合の地区とする協同組合連合会及び同連合会の会員である事業協同組合を含む)又は石油商業組合の組合員**を指します。

2. 補助対象となる事業者

補助対象となる事業者は、以下の8種類です。

- (1) 全国石油業共済協同組合連合会
- (2) 全国石油商業組合連合会
- (3) (社)全国石油協会の会員である都道府県の石油協同組合(北海道にあっては、道の区域を組合の地区とする協同組合連合会及び同連合会の会員である事業協同組合を含む)
- (4) (社)全国石油協会の会員である都道府県の石油商業組合
- (5) 共同出資会社
- (6) 事業者グループ(都道府県の石油協同組合以外の石油協同組合を含む)
- (7) 石油販売業者1者(1者で行う場合に限る)
- (8) 有限責任事業組合

※以下、(1)又は(2)を便宜上、「全石連」という。

※以下、(3)又は(4)を便宜上、「石油組合」という。

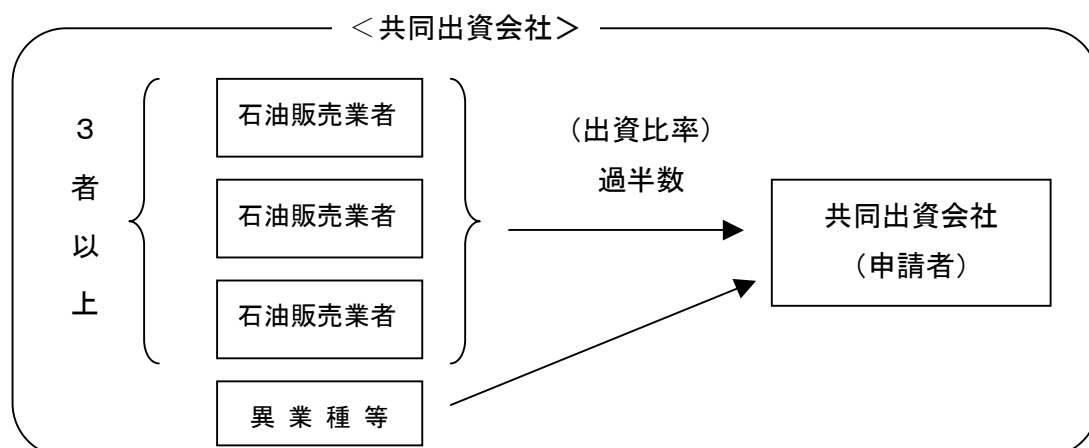
◆ 共同出資会社とは

『会社法』(平成17年法律第86号)並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)の規定に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は旧『有限会社法』(昭和13年法律第74号)の規定に基づき設立された有限会社のいずれかの形式をとる会社であり、以下に掲げる全ての要件を満たしているもの。

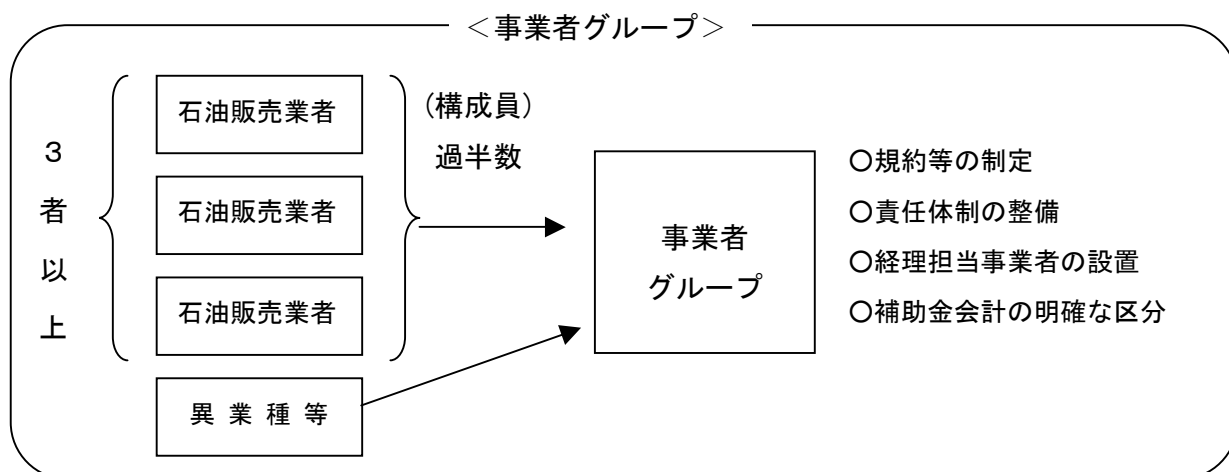
- ① 3以上の石油販売業者からの出資により設立された会社(有限会社を含む)であり、**事業期間中、石油販売業者(揮発油販売業者且つ組合員)からの出資額の総額が当該会社の資本の額の1/2を超えていること**。なお、石油販売業者同士が連結決算の関係にある場合には、これら

を1の石油販売業者とみなす。

- ②石油販売業者の共同化・協業化による競争力強化に繋がることが見込める事業をその会社の事業目的としていること。



◆ 事業者グループ（都道府県の石油協同組合以外の石油協同組合を含む）とは



組織化された団体として活動しているものであり、以下に掲げる全ての要件を満たしているもの。

- ① 3以上の石油販売業者により構成される団体であり、事業期間中、**団体を構成する事業者のうち石油販売業者（揮発油販売業者且つ組合員）が占める割合が1/2を超えていること**。なお、事業者グループを構成する石油販売業者同士が連結決算の関係にある場合には、これらを1の石油販売業者とみなす。
- ②事業者グループ間で事業目的・事業方針、運営方法等に関する規約等を定めていること。
- ③事業の実施に係る代表者及び責任者（連帯して責任を負うものを含む）を予め定め、事業実施のための適切な責任体制を整備していること。
- ④事業の実施に係る補助金の交付の窓口となり且つ経理を行う事業者を予め1つ定め、当該事業者が当該補助金に係る特別の会計を設けて、補助事業と他の事業とを明確に会計区分していること。
- ⑤石油販売業者の共同化・協業化による競争力強化に繋がることが見込める事業をその団体の事業目的としていること。
- ⑥事業者グループがセミナー等開催事業を実施する場合に限り、別途、7ページ「7. 留意事項」(3) ①～③に記載したルールが適用されるので、留意のこと。

◆ 有限責任事業組合とは

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づき設立された組合であって、以下に掲げる全ての要件を満たしているもの。

- ① 3以上の組合員からの出資により設立された団体であって、補助事業期間中、組合員からの出資額の総額が当該団体の資本の額の1/2を超えていること。なお、組合員同士が連結決算の関係にある場合（当該団体の出資者に組合員以外の者が含まれるときは、その者と連結決算の関係にある場合を含む。）には、これらを1の組合員とみなす。
- ② 事業の実施に係る代表者及び責任者（連帯して責任を負うものを含む）を予め定め、事業実施のための適切な責任体制を整備していること。
- ③ 事業の実施に係る補助金の交付の窓口となり、かつ経理を行う組合員を予め1つ定め、当該事業者が当該補助金に係る特別の会計を設けて、補助事業と他の事業とを明確に会計区分していること。

3. 事業の内容

本事業は、次の四つのメニューから成り立っています（ただし、すべての事業について補助対象者が特定されています）。

（1）マーケティングリサーチ等事業

- ・ 実験・実用化試験事業、先進的取組事業の対象となり得る事業の事業化可能性を調査するための費用に対する補助。また、具体的かつ先進的な次世代SSの実現性に関する調査をするための費用に対する補助。ただし、一般的な消費者ニーズ調査、店頭観察調査等は対象外。
- ・ 補助対象者は2. の（1）～（6）。

（2）セミナー等開催事業

- ・ 給油所経営者の意識改革を目的としたセミナー、若しくは次世代自動車に係る技術研修のための費用に対する補助。
- ・ 補助対象者は2. の（1）～（6）。

（3）実験・実用化試験事業

- ・ SS業界にとって新規性が高く、収益の向上や経営の効率化、共同化・協業化等による経営の高度化を実現できる経営手法、販売手法の実証実験に対する補助。
- ・ 補助対象者は2. の（1）～（6）と（8）。

（4）先進的取組事業

- ・ 短期的には必ずしも収益を確保できなくとも、「集客力の向上」、「地域貢献性」及び「先進性」に重点を置くことで、地元消費者の信頼を獲得し、中長期的に強固な経営基盤を確保することを目的とした事業に対する補助。
- ・ 補助対象者は2. の（5）～（7）。

4. 選定基準

全ての事業に、それぞれ選定基準が設けられています。申請される事業はこれらの基準を満たしていることが必要です。必ず、申請前にご一読ください。

5. 事業実施期間

補助金交付決定日（補助金の交付決定を文書で通知した日）から平成23年2月28日までです。

ただし、事業そのものにつきましては、原則として平成23年1月末日を目途に終了していただき、2月の実績報告書、精算書類等の作成に当ていただきますようお願いいたします。
なお、詳しくは交付決定通知に際して別途お知らせいたしますので、ご注意ください。

6. 補助金額

<補助対象総額等についての上限>

事業の種類	補助対象となる事業者		
	石油組合又は 全石連	共同出資会社又は 事業者グループ	石油販売業者 (1者で行う場合に 限る)
実験・実用化試験事業※1※3	1事業当たり 2,000万円を上限		
マーケティングリサーチ等事業	1事業当たり 1,000万円を上限		
セミナー等開催事業※2	1事業当たり 1,000万円を 上限	1事業当たり 100万円を上限	
先進的取組事業※3		1事業当たり 2,000万円を 上限	1事業当たり 700万円を上限

※1. 有限責任事業組合が実験・実用化試験事業に取り組む場合は、共同出資会社又は事業者グループと同様の2,000万円を上限とする。

※2. 全石連が、石油組合と共同・連携して実施するものについてのみ、2,000万円を上限とする。

※3. 実験・実用化試験事業並びに先進的取組事業については、選定委員会が適当と認めた場合に限り、3,000万円を上限とすることができる。

<セミナー等開催事業におけるセミナー開催回数の上限>

セミナー開催回数の上限	石油組合又は全石連	総数は最大40回を上限とする。
	共同出資会社又は事業者グループ	総数は最大10回を上限とする。

<各事業費区分内での上限>

■ 「人件費等」について

事業の種類	「人件費等」の上限
実験・実用化試験事業	100万円まで。 (総事業費の10%以内を目途とする)
マーケティングリサーチ等事業	
セミナー等開催事業	

※人件費については、共同出資会社、事業者グループ、有限責任事業組合及び石油販売業者1者は補助対象外。

※実験・実用化試験事業については、総額の上限が3,000万円の場合も人件費の上限金額は変わらず。

■ 「実施委員会開催（費）」について

事業の種類	「実施委員会開催（費）」の上限	
	費用上限	実施回数上限
実験・実用化試験事業	50万円まで	1回以内/月間 最大9回以内
マーケティングリサーチ等事業	100万円まで	
セミナー等開催事業		

※実施委員会開催（費）については、共同出資会社、事業者グループ、有限責任事業組合及び石油販売業者1者は補助対象外。

※実験・実用化試験事業については、総額の上限が3,000万円の場合も実施委員会開催（費）の上限金額は変わらず。

■ 「周知費」について

事業の種類	「周知費」の上限	
実験・実用化試験事業	1,000万円まで（ただし総事業費の50%以内を目途とする。）	
セミナー等開催事業	200万円まで（ただし総事業費の20%以内を目途とする。）	
先進的取組事業	共同出資会社 事業者グループ	200万円まで（ただし総事業費の20%以内を目途とする。）
	石油販売業者1者	60万円まで（ただし総事業費の20%以内を目途とする。）

※実験・実用化試験事業及び先進的取組事業については、総額の上限が3,000万円の場合も周知費の上限金額は変わらず。

※先進的取組事業であって、『地域連携』『異業種連携』に係る取り組みについてのみ、周知費の上限は1,000万円まで（ただし総事業費の50%以内を目途とする。）

※選定委員会で特に認められた場合は、上記の限りではない。

<石油組合が実施する事業に対する制約>

1 組合が実施する事業の件数に対する制限	1 組合 3 事業まで (※1 ただし申請の状況により追加申請を可とする)	} ※2
1 組合が実施する全事業費の総額に対する制限	1 組合 2, 0 0 0 万円以内	
1 組合が実施する全事業に係る人件費の総額に対する制限	1 組合 1 5 0 万円以内	

※1：一次募集の申請は3事業まで。二次募集以降追加申請を認めるが、申請総額が予算残額を上回った場合には、申請件数が3事業までの組合を優先。また、二次募集で追加申請を認めるか否かは、その組合の事業実施能力等を加味して選定委員会で決定。

※2：石油組合が実験・実用化試験事業に取り組む場合にはこの枠組みには含まず、別カウントとする。

※3：全石連は除く

7. 留意事項

- (1) 補助事業の実施期間（補助対象期間）は単年度です。継続は認められません。
- (2) 当該補助金への補助申請事業について、既に他の補助金の助成を受けている場合、又は今後受けようとしている場合は、当該補助金の補助の対象外となります（重複の禁止）。
- (3) 事業者グループがセミナー等開催事業を実施する場合に限り、原則として以下のルールが適用されます。ただし、別途、選定委員会で認められた場合はこの限りではありません。
 - ① 事業者グループを構成する石油販売業者のうち、最低1社は異なる系列（SSがサインポールに掲示しているマーク）の石油販売業者が含まれていること。この場合、1つの系列に属する石油販売業者の数は、常に、事業者グループを構成する全石油販売業者数の2/3以内であること。
 - ② 事業者グループを構成する石油販売業者が2以上の事業者グループに所属しないこと。
 - ③ 同一事業者グループが同一年度内に2件以上の事業を申請しないこと。

8. 応募書類

次に掲げる書類各1部を後記の送付先までお送りください。

- (1) 申請書（交付申請書様式第1号）
- (2) 添付資料
 - ① 事業者の概要 <申請書の別紙1>
 - ② 事業計画書Ⅰ・Ⅱ <申請書の別紙2>
 - ③ 経費明細 <申請書の別紙3>
 - ④ 確認書 <申請書の別紙4>
 - ⑤ 定款、規約又は契約書等（対象事業者：共同出資会社、石油販売業者1者、事業者グループ、有限責任事業組合）
 - ⑥ 連結決算の関係のない石油販売業者3社分（個人商店を除く）の税務署に提出した直近の法人税の確定申告書のうち、『「同族会社の判定に関する明細書」（別表二）』

- (対象事業者：共同出資会社、事業者グループ、有限責任事業組合)
- ⑦ 直近の「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し」
(対象事業者：共同出資会社、石油販売業者1者)
- ⑧ 印鑑証明書(①の申請書に押印したもの：直近3ヶ月以内のもの)及び公印届出書
(対象事業者：共同出資会社、石油販売業者1者、事業者グループ、有限責任事業組合)
- ⑨ 直近の「決算(報告)書一式」、「納税証明書(法人税)原本」、「確定申告書(税務署提出用)写し」(対象事業者：共同出資会社、石油販売業者1者、事業者グループの代表) ※先進的取組事業に申請する場合のみ
- ⑩ 事業のPR資料等(任意)
- ⑪ 見積書(「③経費明細」に計上されている費用で、システム開発等、高額且つ額の妥当性が判定しづらい費用については、当該費用の根拠資料として必ず経費明細に添付してください)

【応募書類送付先、問合せ先】

応募書類は、郵便にて(社)全国石油協会までご送付ください。また、当該補助事業についてご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

○社団法人全国石油協会 環境・経営支援部 構造改善支援課
〒100-0014
東京都千代田区永田町2-17-8 千代田ハウス4F
電話番号 03-5251-0465 FAX 03-5251-0459

○経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
〒100-8931
東京都千代田区霞が関1-3-1
電話番号 03-3501-1320 FAX 03-3501-1837

9. 募集期間

第1次募集	受付開始	平成22年 3月 29日(月)
	締切	平成22年 4月 9日(金)
第2次募集(実施は未定)	受付開始	平成22年 5月 24日(月)
	締切	平成22年 6月 4日(金)

※第2次募集は、第1次募集の結果(予算残額)次第で実施の有無を決定します。

10. ヒアリング

実験・実用化試験事業、先進的取組事業の申請に対しては、原則として、事前に申請内容に関するヒアリングを実施します。

- (1) ヒアリングでは事業計画、経費明細など申請(事業)内容全般に関する確認を行います。
- (2) 実験・実用化試験事業、先進的取組事業を実施しようとする申請者、その他の事業を申請するヒアリング希望者は、事業計画書Ⅰの「ヒアリング」の項目の希望する「月日」と「午

前・午後」を指定してください。ただし、指定された日時以外の日程でお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

(3) 申請者が共同出資会社、事業者グループ、有限責任事業組合の場合は、必ず構成員である石油販売業者が出席してください。石油販売業者のご出席がない場合は、ヒアリングを実施しません。

(4) 日程については、本要綱掲載の日程内で別途日時調整を行います。詳細については、申請書に記載された担当者に連絡いたします。

なお、ヒアリングは本会所在地（東京都千代田区永田町 2-17-8 千代田ハウス）にて実施します。会場までの交通費は申請者ご自身の負担です。予めご了承ください。

11. 補助対象経費

「補助対象経費の指針」をご参照ください。

12. 補助金の支払い

補助対象事業の事業費については、事業実施期間中、実績額に応じて8月、10月、12月の年3回の概算払いを行います。また、最終的に平成23年3月10日までに補助対象事業者から提出される実績報告書を基に補助経費を確定し、精算払いを行います。

ただし、精算書類の提出期限は事業によって異なり、最も遅い場合でも3月初日の営業日までにご提出いただきます。詳しくは、(社)全国石油協会 環境・経営支援部 構造改善支援課までお問い合わせください。

15. 今後の日程

	期間・期日	申 請	精算・概算
平成 23 年	3月29日～ 4月9日	第1次申請受付	
	4月中～下旬	第1次申請内容のヒアリング (実験実用化・先進的取組事業)	
	5月中旬	第1回選定委員会	
	5月下旬	第1次交付決定通知・事業開始	
	5月24日～ 6月4日	第2次申請受付(未定)	
	～6月中旬	第2次申請内容のヒアリング(未定) (実験実用化・先進的取組事業)	
	6月下旬	第2回選定委員会(未定)	
	7月初旬	第2次交付決定通知・事業開始(未定)	第1回概算払確認票提出
	8月2日		第1回概算払請求受付締切
	8月下旬		第1回概算払い
	9月初旬		第2回概算払確認票提出
	10月3日		第2回概算払請求受付締切
	10月下旬		第2回概算払い
	11月初旬		第3回概算払確認票提出
	12月2日		第3回概算払請求受付締切
	12月下旬		第3回概算払い
平成 23 年	1月30日	事業終了(実績報告取り纏め)※1	
	2月14日～ 3月2日		精算書類提出(厳守)※2
	3月10日	実績報告書最終提出日(厳守)	
	3月下旬		補助金額の確定
	3月末日		補助金の支払い

※1 終了時期は事業によって異なります。

※2 詳しい日程等については別途ご連絡します。

※3 第2次申請受付については、第1次申請の状況に応じて実施を決定します。